東海第二発電所 審査資料	
資料番号	SA 設−C−1 改 25
提出年月日	平成 29 年 7 月 25 日

# 東海第二発電所

重大事故等対処設備について

平成 29 年 7 月 日本原子力発電株式会社

本資料のうち、 は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

下線部:今回提出資料

#### 目 次

- 1 重大事故等対処設備
- 2 基本設計の方針
  - 2.1 耐震性・耐津波性
    - 2.1.1 発電用原子炉施設の位置
    - 2.1.2 耐震設計の基本方針 【39条】
    - 2.1.3 耐津波設計の基本方針【40条】
  - 2.2 火災による損傷の防止
  - 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針 【43条】
    - 2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等について
    - 2.3.2 容量等
    - 2.3.3 環境条件等
    - 2.3.4 操作性及び試験・検査性について
- 3 個別設備の設計方針
  - 3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 【44条】
  - 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための 設備 【45条】
  - 3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【46条】
  - 3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための 設備 【47条】
  - 3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 【48条】
  - 3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 【49条】
  - 3.7 原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備 【50条】
  - 3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 【51条】

- 3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 【52 条】
- 3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】
- 3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 【54条】
- 3.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 【55条】
- 3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 【56条】
- 3.14 電源設備 【57条】
- 3.15 計装設備 【58条】
- 3.16 原子炉制御室 【59条】
- 3.17 監視測定設備 【60条】
- 3.18 緊急時対策所 【61条】
- 3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
- 別添資料-1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針に ついて
- <u>別添資料-2 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(格納容器</u>
  <u>圧力逃がし装置)について</u>

別添資料-3 代替循環冷却の成立性について

<u>別添資料-4 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に</u> <del>○いて</del>

# 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針【43条】

基準適合への対応状況

#### 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針【43条】

#### < 添付資料 目次 >

- 2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等について【43条1-五,43条2-二, 三,43条3-三,五,七】
  - (1) 多様性,位置的分散
    - a. 常設重大事故等対処設備(第43条 第2項 第3号)
    - b. 可搬型重大事故等対処設備(第43条 第3項 第5号及び第7号)
    - c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(第43条 第3項 第3号)
  - (2) 悪影響防止 (第43条 第1項 第5号)
  - (3) 共用の禁止 (第43条 第2項 第2号)
- 2.3.2 容量等【43条2-一,43条3-一】
  - (1) 常設重大事故等対処設備(第43条 第2項 第1号)
  - (2) 可搬型重大事故等対処設備(第43条 第3項 第1号)
- 2.3.3 環境条件等【43条1-一,六,43条3-四】
  - (1) 環境条件(第43条 第1項 第1号)
  - (2) 重大事故等対処設備の設置場所(第43条 第1項 第6号)
  - (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所(第43条 第3項 第4号)
- 2.3.4 操作性及び試験・検査性について【43条1-二,三,四,43条3-二,六】

# (1) 操作性の確保

- a. 操作の確実性(第43条 第1項 第2号)
- b. 系統の切替性 (第43条 第1項 第4号)
- c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性(第43条 第3項 第2 号)
- d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保 (第43条 第3項 第6号)
- (2) 試験・検査性 (第43条 第1項 第3号)

- 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針
- 2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等について【43条1- 五,43条2- 二, 三,43条3- 三,五,七】

#### 【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

- 第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- 2 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。
  - 三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の 安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置 を講じたものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続すること

ができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子 炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞ れ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

- 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。
- 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

#### (解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程 第37条において想定する事故シーケンスグループ(炉心の著しい損傷後の 原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想 定するもの。)、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内にお ける想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。
- 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでな く、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。
- 4 第2項第3号及び第3項第7号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、可能な限り多様性を考慮したものをいう。
- 6 第3項第3号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量(同時に使用する可能性がある場合は、合計の

容量)を確保することができるように接続口を設けること。

7 第3項第5号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。

#### (1) 多様性,位置的分散

共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を 損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(以下 「外部人為事象」という。)、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。

自然現象については、地震、津波、洪水、風(台風), 竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の事象を考慮する。

地震,津波以外の自然現象の組合せについては,風(台風),積雪及び 火山の影響を考慮する。

地震,津波を含む自然現象の組合せについては,それぞれ「2.1.2 耐震設計の基本方針」「2.1.3 耐津波設計の基本方針」にて考慮する。

外部人為事象については、航空機落下、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機衝突その他のテロリズムを考慮する。

故意による大型航空機衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大 事故等対処設備による対策を講じることとする。

建屋については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。

重大事故等対処設備について<mark>は</mark>,可能な限り多様性を考慮する。

#### a. 常設重大事故等対処設備(第43条 第2項 第3号)

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能を有する設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ(当該パラメータの他のチャンネルの計器を除く。)による推定は、重要監視パラメータと異なる物理量(水位、注水量等)又は測定原理とする等、重要監視パラメータと異なる物理量(水位、注水量等)又は測定原理とする等、重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における 温度、放射線、荷重及びその他使用条件において、常設重大事故防止設 備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等発生時の環境 条件における健全性については「2.3.3 環境条件等」に記載する。風 (台風)及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響及び電 磁的障害に対して、常設重大事故防止設備は機能が損なわれない設計と する。

常設重大事故防止設備は,「2.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に設置するとともに,地震,津波及び火災に対しては,「2.1.2 耐震設計の基本方針」,「2.1.3 耐津波設計の基本方針」及び「2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。地震,津波,溢水及び火災に対して,常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計基準事故対処設備等

と位置的分散を図る。また、常設重大事故防止設備は、地震による使用 済燃料プールからの溢水に対して機能を損なわない設計とする。

風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災, 爆発, 近隣工場等の火災, 有毒ガス及び電磁的障害に対して, 常設重大事故防止設備は, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置するか, 又は設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように, 位置的分散を図り, 屋外に設置する。

落雷に対して常設代替高圧電源装置は,避雷設備又は接地設備により 防護する設計とする。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。また、生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策等により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。

洪水、地滑り、ダムの崩壊及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

高潮及び船舶の衝突については、影響をうけない敷地高さに設置する。 航空機落下については、原子炉施設への航空機の落下確率が、防護設 計の要否を判断する基準である 10<sup>-7</sup>回/炉・年を超えないとの理由に より設計上考慮する必要はない。

サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とする。又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備

は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を用いる設計とする。

なお、常設重大事故緩和設備、及び防止でも緩和でもない常設重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と、可能な限りの多様性、位置的分散を図る設計とするか、可能な限り頑健性をもたせた設計とする。

更に,重大事故等対処設備は,共通要因により,重大事故等対処設備の有する原子炉の未臨界移行機能,燃料冷却機能,格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を損なわないよう,同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性,位置的分散を図る設計とする。

#### b. 可搬型重大事故等対処設備(第43条 第3項 第5号及び第7号)

可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な処置を講じた設計とする。

また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、洪水、風(台風)、 竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、 森林火災、高潮、航空機落下、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、 有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機衝突その 他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配 置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場 所に保管する。

環境条件については、想定される重大事故等が発生した場合における

温度,放射線,荷重及びその他の使用条件において,可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等発生時の環境条件における健全性については「2.3.3 環境条件等」に記載する。風(台風)及び竜巻のうち風荷重,凍結,降水,積雪,火山の影響及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は,環境条件にて考慮し,機能が損なわれない設計とする。

地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋等の頑健な建屋内に保管する、又は屋外に保管する場合は、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認する若しくは必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

津波に対して,可搬型重大事故等対処設備は,津波の影響を受けない 保管場所に保管する設計とする。

地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は,「2.1.2 耐震設計の基本方針」,「2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して,可搬型重大事故等対処設備は「2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。

地震,津波,溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は,設計 基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に機能を損なうお それがないように,設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事 故防止設備と位置的分散を図り,複数箇所に保管する。

風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的 事象, 森林火災, 爆発, 近隣工場等の火災, 有毒ガス及び電磁的障害に 対して、可搬型重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の保管場所に複数個所に分散して保管する設計とする。クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、海生生物の侵入を受けにくい複数の取水箇所を設定し、状況に応じて選定できる設計とする。

故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。

洪水,地滑り,ダムの崩壊及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については,立地的要因により設計上考慮する必要はない。

高潮及び船舶の衝突については、影響を受けない敷地高さに保管する 設計とする。

航空機落下については、原子炉施設への航空機の落下確率が、防護設計の要否を判断する基準である10<sup>-7</sup>回/炉・年を超えないとの理由により設計上考慮する必要はない。

サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給される電力,空気,

油,冷却水を考慮し,可搬型重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源,冷却源を用いる設計とするか,駆動源,冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また,水源についても可能な限り,異なる水源を用いる設計とする。

なお、可搬型重大事故緩和設備並びに<mark>防止でも緩和でもない</mark>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時にその機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は可能な限りの頑健性を有する設計とする。

更に,重大事故等対処設備は,共通要因により,重大事故等対処設備の有する原子炉の未臨界移行機能,燃料冷却機能,格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を同時に損なうおそれがないように,同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限りの多様性,位置的分散を図る設計とする。

c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(第43条 第3項 第3号)

原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備 と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくな ることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は屋内に適 切な離隔距離をもって複数箇所設置する。

環境条件に対して、接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等発生時の環境条件における健全性については「2.3.3 環境条件等」に記載する。また、風(台風)

又は 竜巻による風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響及び電磁的障害 に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。

地震に対して、接続口は、「2.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により機能を喪失しない位置に設置する。

地震,津波及び火災に対しては,「2.1.2 耐震設計の基本方針」,「2.1.3 耐津波設計の基本方針」及び「2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置 に設置する。

風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,爆発,近隣工場等の火災,有毒ガス,電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対しては,隣接しない位置に接続口を複数箇所設置する。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は, 開口部の閉止により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。

洪水、地滑り、ダムの崩壊及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

高潮及び船舶の衝突については、影響を受けない敷地高さに設置する 設計とする。

航空機落下については、原子炉施設への航空機の落下確率が、防護設計の要否を判断する基準である10<sup>-7</sup>回/炉・年を超えないとの理由に

より設計上考慮する必要はない。

また,可搬型代替低圧電源車の接続については,一つの接続口で可搬型代替交流電源設備と可搬型代替直流電源設備の二つの機能を兼用して使用することから,それぞれの機能に必要な容量が確保出来る接続口を設ける設計とする。

#### (2) 悪影響防止 (第43条 第1項 第5号)

重大事故等対処設備は発電用原子炉施設内の他の設備(設計基準対象施 設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備) に対して悪影 響を及ぼさない設計とする。

他の設備への悪影響としては,重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し,他の設備の機能に影響を及ぼさない設計とする。

系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離又は分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定 する重大事故発生時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさ ない設計とする。

内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体

を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等<mark>対処</mark>設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

# (3) 共用の禁止 (第43条 第2項 第2号)

重大事故等対処設備の各機器については,二以上の発電用原子炉施設に おいて共用しない設計とする。

#### 2.3.2 容量等【43条2-一,43条3-一】

#### 【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

#### 第四十三条

- 2 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次 に掲げるものでなければならない。
  - 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある 容量を有するものであること。

#### (解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程 第37条において想定する事故シーケンスグループ(炉心の著しい損傷後の 原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想 定するもの。)、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内にお ける想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。
- 5 第3項第1号について、可搬型重大事故等対処設備の容量は、次によるこ

と。

(a) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注 水設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)にあ っては、必要な容量を賄うことができる可搬型重大事故等対処設備を1基 あたり2セット以上を持つこと。

これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。

- (b) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものにあっては、1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。
- (c) 「必要な容量」とは、当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量をいう。
- (1) 常設重大事故等対処設備(第43条 第2項 第1号)

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等発生時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成する。

常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として 設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必 要な容量等を有する設計とする。

なお、「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、 発電機容量及び蓄電池容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定 値とする。 常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設としての容量等と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等発生時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

#### (2) 可搬型重大事故等対処設備(第43条 第3項 第1号)

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、 想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設 計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成す る。

可搬型重大事故等対処設備は、必要な容量等に加え、十分に余裕のある 容量等を有する設計とする。

なお,「容量等」とは,必要となる機器のポンプ流量,発電機容量,蓄 電池容量及びボンベ容量並びに計測器の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備の複数の機能を兼用することで,設置の効率 化,被ばく低減が図れるものは,同時に要求される可能性がある複数の機 能に必要な容量等を合わせた容量等とし,兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち,原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は,必要となる容量等を有する設備を2セットに加え,故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバック

アップを確保する。

また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高圧窒素 ガスボンベ及び逃がし安全弁用可搬型電池は、必要となる容量等を有する 設備を1基あたり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検に よる待機除外時のバックアップとして発電所全体で予備を確保する。

上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基あたり1セット確保し、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮して、自主的にバックアップを確保する。

詳細な設備仕様については、「3. 個別機能の設計方針」のうち各設備の「容量等」に示す。

#### 2.3.3 環境条件等【43条1-一,六,43条3-四】

#### 【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

- 第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
  - 六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の 操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれ が少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措 置を講じたものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次 に掲げるものでなければならない。
  - 四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処 設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよ う、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への 遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

#### (解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程 第37条において想定する事故シーケンスグループ(炉心の著しい損傷後の 原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想 定するもの。)、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内にお ける想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。
- (1) 環境条件 (第43条 第1項 第1号)

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における

温度,放射線,荷重及びその他の使用条件において,その機能が有効に発揮できるよう,その設置(使用),保管場所に応じた耐環境性を有する設計とすると共に、操作が可能は設計とする。

重大事故等発生時の環境条件については、温度(環境温度,使用温度), 放射線,荷重に加えて、その他の使用条件として、環境圧力、湿度による 影響、屋外の天候による影響、重大事故等発生時に海水を通水する系統へ の影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響について考慮する。

荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、 圧力、温度及び自然現象(地震、風(台風)及び竜巻の風荷重、積雪、火 山の影響)による荷重を考慮する。地震以外の自然現象の組合せについて は、風(台風)、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地 震を含む自然現象の組合せについては、「2.1.2 耐震設計の基本方針」に て考慮する。

これらの環境条件の内,重大事故等発生時における環境温度,環境圧力,湿度による影響,屋外の天候による影響,重大事故等発生時の放射線による影響及び荷重に対しては,重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて,以下の設備分類毎に必要な機能を有効に発揮できる設計とする。

格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等発生時の格納容器内の 環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。 また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。

原子炉建屋原子炉棟内及びその他の建屋内の重大事故等対処設備は,重 大事故等発生時における屋内の環境条件を考慮した設計とする。また,地 震による荷重を考慮して,機能を損なうことのない設計とするとともに, 可搬型重大事故等対処設備は,必要により当該設備の落下防止,転倒防止, 固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画(フロア)若しくは 離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等発生時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は必要に応じ、離れた場所又は設置箇所から可能な設計とする。また、地震、風(台風)、竜巻の風荷重、積雪及び火山の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の転倒防止、固縛の措置をとる。

海水を通水する系統への影響を考慮し、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで設備への海水の影響を考慮する。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

電磁波による影響に対しては,重大事故等対処設備は,重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なうことのない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、止水対策及び重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に機能喪失するおそれがないこと等を考慮した設計とする。地震による荷重を含む耐震設計については「2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については「2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

#### (2) 重大事故等対処設備の設置場所(第43条 第1項 第6号)

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する、又は当該設備の設置場所に遮蔽を設置等することにより、設置場所での操作が可能な設計とする。若しくは、設置場所とは異なる区画や離れた場所で、放射線の影響を受けない位置からの遠隔操作を可能とする、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

## (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所(第43条 第3項 第4号)

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合に おいても設置及び常設設備との接続に支障がないように、 放射線量が高 くなるおそれの少ない設置場所の選定、又は設置場所への遮蔽の設置等に より、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。 2.3.4操作性及び試験・検査性について【43条1-二,三,四,43条3-二,六】

#### 【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

- 第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。
  - 二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるもの であること。
  - 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に 試験又は検査ができるものであること。
  - 四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 二 常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。
  - 六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対 処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の 道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程

第37条において想定する事故シーケンスグループ(炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。)、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。

2 第1項第3号の適用に当たっては、第12条第4項の解釈に準ずるものとする。

#### (1) 操作性の確保

a. 操作の確実性 (第43条 第1項 第2号)

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等発生時の環境条件 (「2.3.1.1 環境条件等」)を考慮し、操作が可能な設計とする。操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。

現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具 又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作 業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬 型重大事故等対処設備は運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車 両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウ トリガの張り出し又は固縛等が可能な設計とする。

現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。また、 電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止 を考慮した設計とする。

現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便 な接続方式により、確実に接続が可能な設計とする。

重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。

想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動 的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。

b. 系統の切替性(第43条 第1項 第4号)

重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性(第43条 第3項 第2号)

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ又はより簡便な接続方式を用い、配管はフランジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。高圧窒素ガスボンベ及びタンクローリ等については、各々専用の接続方式を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。

d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保(第43条 第3項 第6号) 想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事故等対 処設備を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,発電所内の 道路及び通路が確保できるよう,以下の設計とする。

屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型

重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路,又は他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する。

屋外及び屋内アクセスルートに対して、自然現象として、地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮し、外部人為事象として、航空機落下、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムを考慮する。

屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の倒壊, 周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり),その他自然現象による影響(風 (台風)及び竜巻による飛来物,積雪,火山の影響)を想定し,複数の アクセスルートの中から状況を確認し,早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため,障害物を除去可能なホイルローダを2台(予備3台) 保管,使用する。また,地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては,道路上への自然流下も考慮した上で,通行への影響を受けない 箇所にアクセスルートを確保する設計とする。

津波の影響については、基準津波を考慮した防潮堤により防護された アクセスルートを確保する設計とする。

森林火災、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、複数のアクセスルートを確保する設計とする。

落雷及び電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、 生物学的事象に対しては容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。 屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下及び地中構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所において、想定を上回る段差が発生した場合は、別ルートの選定又は土のう等による段差解消対策により対処する設計とする。

屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保できる設計とする。なお、融雪剤の配備等については、『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な処置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(以下「技術的能力説明資料」という)1.0重大事故等対策における共通事項』に示す。

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については,「技術的能力説明資料2.0大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。

屋外アクセスルートの地震発生時における,火災の発生防止策(可燃物収納器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については,「火災防護計画」に定める。

屋内アクセスルートは、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災による影響及び外部人為事象として考慮する爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋

内に確保する設計とする。

屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。

屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、 夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。 これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0重大事故等対策に おける共通事項」に示す。

洪水、地滑り、ダムの崩壊及び近隣工場等の火災のうち石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

高潮及び船舶の衝突については、影響を受けない敷地高さにアクセス ルートを設定する。

航空機落下については、原子炉施設への航空機の落下確率が、防護設計の要否を判断する基準である10<sup>-7</sup>回/炉・年を超えないとの理由により設計上考慮する必要はない。

## (2) 試験・検査性(第43条 第1項 第3号)

重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。

原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は,原子炉の運転 に大きな影響を及ぼす場合を除き,運転中に定期的な試験又は検査が実施 可能な設計とする。また,多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっ ては,各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検 査が可能な設計とする。

構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として 分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各 部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要 なものについては外観の確認が可能な設計とする。